

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月8日、午後1時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第60号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の<sup>のち</sup>後、質疑に入り、主な質疑として、

ふたば園管理運営事業、及び児童発達支援センターつくし学園管理運営事業について、今回の補正予算で、備品購入費を計上することとなったのはなぜか。とに対し、

令和6年末にいただいた寄附を財源に、慎重に購入する備品を検討した結果、9月補正予算での予算計上となったものです。とのこと。

子どもの貧困解消事業について、子どもの学習・生活支援事業の債務負担行為に係る予算計上を今回の補正予算で計上する理由は何か。とに対し、

当初予算計上時は、学習支援事業を実施できる事業者が、1事業者のみであったため、随意契約にて進める予定でしたが、現在の委託先から提示された次年度の見積額が大幅に増額したことに加え、学習塾などを運営する事業者が、本事業を実施できることが分かったため、当補正予算で計上し、競争性を働かせる原理原則に基づき、プロポーザル方式で選定したいと考えるためです。とのこと。

民間保育所運営事業中、保育対策総合支援事業補助金について、保育業務のICT化を推進するためのシステム導入に対し、補助金を交付するとのことだが、具体的にどのようなシステムを導入するのか。とに対し、

保育に係る計画・記録に関する機能、園児の登園・降園を管理する機能、保護者との連絡機能、キャッシュレス決済に関する機能を備えたシステムを導入するものです。とのこと。

当該システムの導入により、職員の業務負担はどの程度軽減できるのか。とに対し、

登園・降園を管理する事務が自動化されるため、日々の業務が効率化できます。また、保育園から保護者への連絡物を電子データで配信することができるため、印刷する業務も削減できる見込みです。とのこと。

障がい者等<sup>とう</sup>自立支援事業について、システム改修はどの障がい福祉サービスに対応するものか。とに対し、

令和7年10月から国で制度化される、就労選択支援サービスに対応するもので、愛知県国民健康保険団体連合会を経由して、障がい福祉サービス費を事業者に支払う必要があるため、システム改修を行うものです。とのこと。

当該サービスは、どのようなことを支援するのか。とに対し、

就労を希望する障がい者に対し、就労能力の評価を徹底することで、就労先について、就労継続支援 A 型事業所や一般就労など、よりよい選択ができるように支援するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第61号については、補足説明の<sup>のち</sup>後、質疑に入り、主な質疑として、

保険給付費等<sup>とう</sup>交付金のうち、保険者努力支援分について、生活習慣病等重症化予防及び糖尿病性腎症重症化予防事業において、訪問指導員の人数が足りなかったことにより訪問回数が減少したことに伴い、返還額が生じたとのことだが、対象者への指導は十分行えたのか。とに対し、

訪問指導員は、8名体制で年間120日、対象者宅に訪問することを目標としていましたが、実際には6名しか確保できず、92日の活動に留まりました。訪問回数が減った対象者もいますが、まったく訪問をしていない対象者はおらず、6名体制でも予防事業の目的を果たせたと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第62号、議案第63号、および議案第68号については、それぞれ補足説明の<sup>のち</sup>後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。